

第九十一回国 参議院 商工委員会 會議録 第二号

昭和五十五年二月十四日(木曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動
十二月二十二日

大塚 喬君
向井 長年君

補欠選任
対馬 孝且君
井上 計君

出席者は左のとおり。

委員長 高藤 十朗君
理事 中村 啓一君
真鍋 賢二君
大森 昭君

委員 岩崎 純三君
楠 正俊君
斎藤栄三郎君
下条進一郎君
福岡日出彦君
小柳 勇君
中尾 辰義君
井上 計君
柿沢 弘治君

國務大臣 通商産業大臣 佐々木義武君
國務大臣 経済企画庁長 正示啓次郎君

政府委員 公正取引委員会 橋口 収君
公正取引委員会 事務局長 渡辺 豊樹君

事務局側
常任委員会専門員 町田 正利君

本日の會議に付した案件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(通商産業行政の基本施策に関する件)
(経済計画等の基本施策に関する件)
(昭和五十四年における公正取引委員会の業務概要に関する件)

○委員長(高藤十朗君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。
まず、通商産業行政の基本施策に関し、通商産業大臣から所信を聴取いたします。佐々木通商産業大臣。

○國務大臣(佐々木義武君) 第九十一回国会における商工委員会の御審議に先立ちまして、通商産業行政に対する所信を申し述べます。
わが国経済は、七〇年代のドルショックと石油危機の試練を乗り越え、世界の総生産の約一割を占める経済大国となりました。しかしながら、七八年のイラン政変に端を発した国際的な石油不安により新たな試練を迎えております。

八〇年代を展望しますと国際情勢はきわめて流動的なものがあります。このためわが国経済の安定的成長のための基盤整備が重要性を増してきております。
私は、このような状況の中で、八〇年代の通商産業行政の課題は次の三つであると考えております。

第一は、資源小国の制約を克服することです。わが国民の英知を結集し、技術革新により天然資源小国から頭脳資源大国へ飛躍することが必要です。
第二は、国際社会での貢献であります。われわれは、自由貿易体制を守るとともに、経済協力を進め、資源や技術の国際共同開発を積極化するためあらゆる努力を払うべきであろうと考えております。

第三は、活力とゆとりとの両立であります。わが国が持つ活力をさらに充実させ、そして最大限に発揮していくことが必要であります。また、生活空間の整備、自由な時間の増加などによりゆとりある社会を実現したいと考えております。

ある社会を実現したいと考えております。

最近のわが国経済の動向を見ますと着実な拡大を続けておりますが、今後につきましても、エネルギー問題、世界経済の先行き、物価動向など必ずしも樂觀を許さないものがあります。こうした状況にかんがみ、エネルギーの安定供給の確保や節約の徹底を基礎として、経済の安定的成長の維持と雇用の改善に努めつつ、物価の安定を図ってまいり所存であります。その際、特に、産業界が持つ活力を存分に発揮できるよう適切な経済環境の維持にも十分配慮していくことが肝要であると考えております。

このような経済運営方針のもとに、昭和五十五年度においては、エネルギーセキュリティの確保、国際経済社会への貢献、技術立国への接近、活力ある中小企業の育成、快適な国民生活の実現の五項目に重点を置いて政策を推進してまいり所存であります。

世界的な石油需給は中長期的に逼迫するものと見込まれます。わが国は、石油への依存度が最も高い国の一つであります。今後の経済運営に当たって資源面での制約を克服するためには、わが国の総力を挙げて十年以内に輸入石油依存度を五〇%程度に引き下げねばなりません。昭和五十五年度を石油代替エネルギー元年と位置づけ、このため所要財源の確保、特別会計の整備を図るとともに新エネルギー総合開発機構を設立することにより、石炭、原子力、液化天然ガス、太陽熱などの石油代替エネルギーの開発、導入を促進することとしております。これらの対策を推進するため、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案を提出することとしたしております。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
また、石油の消費節減を大いに推し進めていく

必要があります。このため昭和五十五年度においては七%の節減を目標とすることを決めました。国民各位の御理解と御協力を得て、この目標が実現されることを強く期待いたしております。

石油は、当面わが国のエネルギー供給の大宗を占めます。したがって、その安定確保は重要な課題であります。政府としても、自主開発を進め、政府間取引原油の確保を図るとともに、備蓄基地の建設に努めることにしております。また、石油ガスは需要分野が広く、輸入に大部分を依存しておりますので、石油ガスの備蓄の増強が必要であります。このため、石油備蓄法の一部を改正する法律案を提出することといたしております。これもまたよろしく御審議のほどお願いいたします。

世界経済は、現在、石油不安、景気後退、国際収支の不均衡などの問題を抱えております。わが国は、国際経済社会において積極的な役割を果たすこととし、問題解決に貢献しなければなりません。

このため、まず、エネルギー外交を強力に推進することが必要であります。今日、世界が抱えるエネルギー問題を解決するため、わが国は先進消費国と協力するとともに、産油国と幅広い交流を進めていく所存であります。これらにより、わが国へのエネルギー供給を確保してまいりたいと考えています。

次に、自由貿易体制の堅持が重要であります。東京ラウンドの諸協定の円滑な実施に努めるとともに、各国とも協調して保護貿易主義を抑えていかねばなりません。すでに提出の工業標準化法の一部を改正する法律案は、この趣旨に沿ったものです。よろしく御審議のほどをお願いいたします。また、経済協力の拡充、強化の必要性が高まっております。政府開発援助の三年倍増の目標を確実に達成するとともに、大規模プロジェクトや技術協力を積極的に推進することといたしております。

戦後の経済復興、発展の過程において、外国か

らの技術導入が大きな役割を果たしてまいりました。これからはわが国みずからが技術フロンティアを開拓しなければなりません。また技術開発は、資源に乏しいわが国にとってナショナルセキュリティの観点からも重要な課題であります。このため、総合的なエネルギー政策と調和を図り、サンシャイン計画、ムーンライト計画を強力に推進してまいり所存であります。

また、新しい知識集約産業の育成により、産業構造を革新することが重要であります。このため、情報産業、航空機産業や原子力産業の技術開発を支援してまいります。昭和五十五年度からは新たに民間航空機用ジェットエンジンの日英共同開発を開始する考えであります。

繊維産業についても構造改善の推進やアパレル産業の振興により、そのファッション化、高度化を図っていくことといたしております。

最近の中小企業をめぐる経済環境は、発展途上国の追い上げ、原材料やエネルギーコストの上昇など厳しいものがあります。

中小企業者がこうした環境変化に対応するためには、総合的な経営力を充実することが不可欠であります。このため、中小企業大学校の創設など、ソフトな経営資源の充実のための施策を抜本的に強化する所存であります。

また、中小企業が安心して事業活動を展開し得るよう、その経営の安定を図ることが重要であります。このため資金調達の円滑化、体質強化のための資金助成、大型店出店対策の充実、倒産防止対策の強化を行うこととしております。

今日、活力に満ち、快適な環境を備えた地域社会の形成が望まれておりますが、これに果たす中小企業の役割は、大きくなっております。このため、産地振興対策を一層充実するとともに、新たに地場産業についても総合的な振興を図ることとしております。

さらに、小規模企業対策、中小商業・サービス業対策、下請対策については、その強化拡充をいたします。

これらの対策を実施するため、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業事業団法案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案を提出いたします。これらについてもよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

快適な国民生活を実現するためには、魅力ある地域社会づくりを進めることが重要であります。このため、雇用機会の確保に資する地域振興対策を推進するとともに、公害防止、産業保安、廃棄物の再資源化などに力を尽くしていくこととしております。

また、住宅問題につきましては、質の向上を求める国民の声にこたえ、居住空間の拡大などを内容とする新住宅開発プロジェクトを発足させることとしております。

ここで、国民生活安定の基礎をなす物価について申し述べたいと思います。最近の卸売物価は、石油価格上昇の影響などから大幅に上昇しております。輸入石油価格の値上がり、市場を通じて適正に反映されることはやむを得ないと考えております。もちろん便乗値上げなど不正な価格形成は許されません。政府としては一段と意を用い、生活関連物資などについて需給及び価格動向を調査、監視してまいります。

なお、現在、電気、ガス料金の値上げ申請がなされております。本件につきましては、経営の徹底した合理化を前提とし、原価主義の原則に立つて、物価・国民生活への影響を十分に考慮しつつ厳正かつ慎重に対処してまいり所存であります。

われわれは、幾多の試練を乗り越えて新しい時代に踏み出そうとしております。八〇年代の道は、狭く険しいものと思われまふ。八〇年代のわが国経済を展望し政策を提言するため、目下、八〇年代の通商産業政策のビジョンについて各界の御意見を御伺いしております。こうした中長期的展望をも踏まえつつ、通商産業行政を積極的に展開することによって難局の克服に全力を傾注してまいり所存であります。委員各位におかれましても、

一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、経済計画等の基本施策に關し、経済企画庁長官から所信を聴取いたします。正示経済企画庁長官。

○國務大臣(正示啓次郎君) わが国経済運営の基本あり方につきましては、さきの経済演説において明らかにしたところでありますが、当委員会が開催されるに当たりまして、重ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

最近のわが国経済をめぐる内外諸情勢は、石油問題の深刻化を初めとしますます厳しさを加えております。第一次石油危機をようやく克服し、安定成長軌道への定着を目指す我が国経済の前途には、多くの困難が横たわっているものであります。

特に物価面では、卸売物価が原油を初めとする海外産原材料価格の高騰等により大幅な上昇を続けており、消費者物価にも卸売物価上昇の影響が漸次及びつております。

このような情勢のもとで、我が国経済が安定的成長を持続していくために、政府は、現下の景気の自律的拡大基調を維持し、雇用の安定に努めつつ、当面、物価の安定、さらには国際収支を重視して機動的な経済運営を行っていくことを基本といたしております。

以下、今後の経済運営の重要な課題として、物価、景気、石油の三点に示し申し上げておきます。

まず、課題の第一は、物価の安定を図ることです。

このところ、国際収支面では経常収支が大幅な赤字となっており、また、卸売物価の急激な上昇が続いておりますが、これはともに原油を初めとする海外産原材料価格の高騰という、共通の要因に根差すものであります。

海外産原材料高そのものが卸売物価を押し上げるとともに、経常収支の赤字を拡大し、それが円安をもたらしことによつて卸売物価をさらに押し上げるという状況であります。

この意味からも、国際収支の動向には注視を怠ることはできないと考えます。

原油高、円安の影響等を直接、間接に受けて、わが国の卸売物価は本年一月、前年同月比で一九・三%の上昇となっております。

他方、消費者物価は、主要先進国中ドイツと並び最も安定した推移を示しております。

海外産原材料価格の大幅な上昇や各国からのインフレーションの波に洗われながらも、わが国では、企業、消費者の冷静な対応に加え、資金の穏やかな増加や生産性の高い上昇等により、消費者物価は台風等の影響による野菜価格の高騰が見られるものの、基調としては比較的落ち着いた動きを示しております。

しかしながら、さきに述べましたように、卸売物価上昇の影響が漸次消費者物価にも及びつつありまして、今後の消費者物価の動向には十分警戒を要するものと考えます。

卸売物価上昇の影響を最小限にとどめるよう極力努力していく必要があります。

物価の安定こそは経済運営の成否を決するものであります。

私は、物価の安定それ自体が、国民生活安定の基本的条件であること、及び、それが持続的成長を生み出す源であることをここで改めて強調したいと存じます。

政府は、昨年十一月、八項目にわたる総合的な物価対策を定め、鋭意その実施を図つてまいりました。

まず、五十四年度の今後の公共事業の施行に当たっては、物価の動向に配慮し、公共事業等歳出予算現額の五%を当面留保いたしました。国・地方をあわせた事業費ペースでは一兆円を上回る金額であります。

通貨供給量は現在安定した推移を示しておりますが、引き続きその動向を注視し、適切な金融調節を図つてまいらなければなりません。日本銀行が、昨年四月以降、三次にわたる公定歩合の引き上げ等の措置を講じましたことは御承知のとおりで

あります。

以上の財政、金融両面における措置のほか、石油製品や野菜などの生活関連物資及び国民経済上重要な物資について安定的供給の確保を図ることといたしております。また、便乗値上げ等不当な価格形成が行われることのないよう、需給、価格動向を厳しく調査、監視することとしております。

特に、石油製品の価格安定のためには、石油供給計画を基本として、実需に応じた供給の確保に努めております。

石油の消費節約に向けての国民運動も石油製品の価格安定において重要な役割を担うものと考えます。

中長期の観点からの物価対策としては、農林水産業、中小企業等の低生産性部門や流通機構の合理化の促進を行つております。輸入政策、競争政策についても十分努力してまいります。

次に、公共料金につきましては、物価情勢が厳しさを増しつつある折から、国民生活に及ぼす影響がきわめて大きいことにかんがみまして、経営の徹底した合理化を前提として厳正に取り扱う方針で臨んでいるところであります。

五十五年度の予算関連公共料金の改定に当たっては、真にやむを得ないものに限り、その実施時期及び値上げ幅について極力調整いたしました。

電力、ガスを初めとする予算関連以外の公共料金につきましても経営の徹底した合理化を求め、厳正に対処していく方針であります。

なお、今後の物価の安定を図るためには、仮需の動きを封ずるとともに、インフレ期待を未然に防止することが肝要であります。

前回の石油危機の際、在庫積み増しや買い急ぎが起こり、それが激しい物価高となつてはね返るという苦い経験を経ましたが、今回は企業、消費者ともに冷静に対処しているところでありまして、今後とも早目早目に時宜を得た物価対策を推進してまいり所存であります。

政府は各般にわたる物価対策を行い、消費者物価上昇率を五十四年度においては四・七%程度、五十五年度においては六・四%程度にとどめるよう最善の努力を傾けてまいりたいと考えております。

ところで、国民生活の安定と向上を図るためには、物価対策と並んで消費者政策の積極的な展開を図っていくことが重要であります。

このため政府は、消費者をとり巻く環境の推移に的確に対応しつつ、商品・サービスの安全の徹底、規格、表示の適正化、消費者の啓発等、各種の施策を講じてまいります。

課題の第二は、景気の維持と雇用の安定を図ることです。

最近のわが国経済は、原油価格の大幅な上昇など厳しい環境のもとではありますが、五十二年以降における公共投資の大幅な拡大による景気浮揚政策が実を結び、景気は堅調な民間設備投資の増大に加え、個人消費、輸出の増加などから、総じて着実な拡大を続けております。

その結果、五十四年度の実質成長率は六・〇%程度と、おおむね当初見通しどおりになるものと見込まれます。また、鉱工業の生産、出荷は引き続き増加基調にあり、企業収益も高い水準を維持しております。

雇用情勢もなお厳しさが見られるものの、改善の動きが続いております。昨年十二月の有効求人倍率は一年前の〇・六三倍に対し〇・八二倍にまで回復し、完全失業率も二%前後の水準にありま

す。しかし、今後の経済動向につきましては、石油価格上昇に伴い、実質需要の伸びが鈍化する面も考へていかなければなりませんし、また、アメリカを初めとする世界景気の先行きにも厳しいものがあります。

これからは、五十三年後半から五十四年にかけての拡大基調に比べればやや緩やかな上昇局面になつていくものと考えられます。政府は、五十五年度の実質成長率を四・八%程

度と見込んでおります。これは先進各国の中では最も高く、雇用の維持に十分資するものと考えます。

第三の課題は、エネルギー制約への対応を着実に推し進めていくこととあります。

当面、石油情勢の変化から来る各種の衝撃をやわらげながら吸収していくことが焦眉の急務であります。

まず、原油の量の確保であります。五十四年度においては、現在までのところ、ほぼ当初計画どおりの量を確保しております。国民生活上重要な灯油も十分な量を確保いたしております。

しかし、国際石油情勢は、依然としてきわめて流動的な様相を呈しております。

今後とも原油の量の確保には万全を期する考えであります。それとともに、石油の消費節約を大いに推し進めていく必要があります。

五十四年度についての五%、千五百万キロリットルの節約目標は、国民各位の御協力により、現在までのところかなり順調に達成されつつあります。

先般、政府は、五十五年度について節約の度合いをさらに高め、七%、二千万キロリットル以上を目標に据えて、新年早々から、資源とエネルギーを大切に国民運動を一層強力に推し進めているところであります。

なお、原子力、石炭液化など、石油代替エネルギーの開発を計画的に推進するとともに、石油供給源の多様化にもさらに積極的に取り組んでいかなければなりません。

私は、本年は、省エネルギー化を進め、脱石油型社会に向けて、産業構造や生活様式を改め、これまでの量的拡大から質的充実へ転換していく新たな出発の年にしなければならないと考えております。

以上、当面する課題とその取り組み方について申し述べました。今日、石油問題の深刻化を初め、その行く手には容易ならざるものがありますが、政府は、あらゆ

る努力を払い、国民各層の御期待に十分応える政策の展開を図つてまいる決意であります。

わけても物価の安定につきましては、世界各国がひとしくインフレーションとの苦しい闘いを強いられ、現在の現状にもかんがみまして、いまや国民的課題として、政府はもとより国民各位が冷静にかつ、全力を挙げて取り組むことが肝要であります。

本委員会の皆様の深い御理解と力強い御支援を切にお願いする次第であります。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、昭和五十四年における公正取引委員会の業務概要に關し、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。橋口公正取引委員会委員長。

○政府委員(橋口收君) 昭和五十四年における公正取引委員会の業務について、その概略を御説明申し上げます。

昨年のわが国経済は、景気拡大傾向の中で、石油価格の大幅な上昇という事態に直面いたしました。公正取引委員会としては、競争秩序の維持、促進を通じて、わが国経済の健全な発展を図るべく、独占禁止政策の適正な運営に努めてまいりましたところであり、特に、昨年は、改正独占禁止法の適正かつ効率的な運用に努めるとともに、減速経済下において大きな比重を占めてきております流通分野の問題につきまして積極的に取り組んでまいりました。

まず、昨年における独占禁止法の運用状況であります。昭和五十四年中に審査いたしました独占禁止法違反被疑事件は百三件、同年中に審査を終了した事件は三十六件であり、そのうち法に基づき勧告したものは十二件、勧告をしないで直ちに審判を開始したものは一件でありました。また、昨年における課徴金納付命令事件は三件であり、合計三十九名に対し総額四億一千二百七十三万円の課徴金の納付を命じました。

次に、認可、届け出受理等に関する業務であります。合併、営業譲り受け等につきましても、昭和五十四年中に、それぞれ八百七十三件、

六百六件、合わせて千四百七十九件の届け出がありました。認可等につきましては、大規模会社の株式所有制限に關し、法第九条の二第一項第九号の規定に基づく承認を三件、金融会社の株式所有制限に關し、法第十一条の規定に基づく認可を三十六件行いました。

事業者団体につきましては、昭和五十四年中に成立等千二百二十一件の届け出がなされておりますが、事業者団体による違反行為を未然に防止するとともに、その適正な活動に資するため、事業者団体の活動に關する独占禁止法上の指針を作成し、あわせて事業者団体が実施しようとする活動の適否について、事前相談制度を設けました。

また、国際契約等につきましては、昭和五十四年中に七千四百二件の届け出があり、改良技術に關する制限事項、競争品の取り扱い制限事項等を含む三百七十八件について、これを是正するよう指導いたしました。

独占的狀態に対する措置に關する業務といたしましては、一昨年十二月に改定いたしましたガイドラインの別表掲載の事業分野について、実際の把握及び関係企業の動向の監視に努めました。

また、価格の同調的引き上げにつきましては、特殊調製粉乳、乗用車、普通板ガラスの三件について価格引き上げの理由の報告を求めました。

流通分野の問題につきましては、出版物、自動車、百貨店・大型スーパー等について実態調査を行うとともに、対策の検討及び関係業界に対する指導を進めております。

独占禁止法上の不況カルテルにつきましては、一昨年来実施されていいた八品目は、市況の回復等により昨年四月末までですべて終了し、昭和五十四年においては鋼材の不況カルテルについて新たに認可いたしました。

なお、独占禁止法の適用除外を受けている共同行為の総計は、昭和五十四年末現在で四百九十四件となっておりますが、その大半は、中小企業関係のものであります。

次に、下請代金支払遅延等防止法の運用状況に

ついて申しますと、下請代金の不当な値引き、買いたたき等の是正を中心に法運用の強化を図り、下請事業者の保護に努めてまいりました。

最後に、不当景品類及び不当表示防止法の運用状況について申しますと、昭和五十四年中に公正取引委員会が同法違反の疑いで取り上げました事件は、千三百九件で、このうち排除命令を行いましたものは十二件、警告により是正せましたものは六百五十五件でありました。

また、都道府県が行いました違反事件の処理件数は、六千六百五十二件となっており、今後とも都道府県との協力を一層推進してまいる所存であります。

公正競争規約につきましては、家庭電気製品製造業における製品類の提供の制限に關するもの等十五件について認定し、昭和五十四年末現在における公正競争規約の総数は、八十二件となっております。

以上簡単でございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げました。今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

○委員長(斎藤十朗君) 以上で政府の所信並びに説明は終了いたしました。

なお、昭和五十五年度通商産業省関係予算及び経済企画庁関係予算の説明につきましては、お手元の配付資料で御了承願います。

両大臣の所信に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十八分散会

十二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)

の一部を次のように改正する。

第十五条中「の規定により制定した」を「又は前条において準用する第十一条の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した」に、「制定の日から少くとも三年を経過すること」に、「制定又は確認若しくは改正の日から少くとも五年を経過する日まで」に、「附し」を「付し、速やかに」に定める。

第十九条第一項中「特別な表示を附する」を「省令で定める方式による特別な表示を付する」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の許可を受けた製造業者(以下「許可製造業者」という。)は、同項の表示を付するときは、省令で定めるところによりしなければならない。

第十九条第五項中「第一項の許可を受けた製造業者」を「許可製造業者」に、「附し」を「付し」に、「附しては」を「付しては」に改める。

第十九条の二第一項中「前条第一項の許可を受けた製造業者(以下「許可製造業者」という。)」を「許可製造業者」に改める。

第二十一条中「表示の附してある指定商品」を「表示の付してある指定商品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品を含む。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(検査の公示等)

第二十一条の二 主務大臣は、その指定商品について、日本工業規格が改正された場合におけるその改正の内容、許可製造業者による品質保持の状況等からみて、第十九条第一項の表示の付してある指定商品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品を含む。以下この条及び第二十三条において単に「指定商品」という。)がその表示に係る日本工業規格に該当することを確保するため特に必要があると認めるときは、省令で定めるところにより、期間を定めて、当該指定商品の許可製造業者が当該指定商品に係る検査に關する

事項であつて、省令で定めるものにつき、主務大臣の認定を受けた者（以下「認定検査機関」という。）のうちから当該認定検査機関の検査の業務の範囲に応じて主務大臣が指定する者の検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 主務大臣は、その許可製造業者が前項の規定による検査を受けなかつたとき、又はその許可製造業者に係る同項の規定による検査の結果についての認定検査機関からの報告が、指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当せず、若しくはその品質保持に必要な検査が適正に行われていない旨のものであるときは、当該許可製造業者に対し、四十日以内の期間を定めて、当該指定商品の販売の停止を命ずることができ

3 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その期間内に、その職員に、当該許可製造業者について、次条第一項の規定による立入検査をさせなければならない。

4 主務大臣は、前項の立入検査の結果、当該許可製造業者について第二十三条の規定による処分をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、第二項の規定による命令を取り消さなければならない。

5 第一項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより認定検査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を認定検査機関に納付しなければならない。

第二十二條第一項中「前条」を「第二十一條」に、「許可製造業者から」を「許可製造業者に対し」に、「徴し」を「させ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三條中「表示の附してある」を削り、「表示の変更」を「当該表示の除去若しくははまつ消」に改める。

第二十五條第一項中「特別な表示を附する」を

「省令で定める方式による特別な表示を付する」に改める。

第二十五條の次に次の一條を加える。

（承認）

第二十五條の二 主務大臣は、外国においてその事業を行う指定商品の製造業者から申請があつたときは、外国にある工場又は事業場ごとに、その製造業者がその製造する当該指定商品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九條第一項の表示を付することを承認することができる。

2 主務大臣は、外国においてその事業を行う指定加工技術に係る加工業者から申請があつたときは、外国にある工場又は事業場ごとに、その加工業者がその当該指定加工技術による加工をした鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に前条第一項の表示を付することを承認することができる。

3 第十九條第二項及び第三項並びに第二十條の規定は第一項の規定による承認に、前条第三項において準用するこれらの規定は前項の規定による承認に、第十九條第四項、第十九條の二から第十九條の四まで及び第二十一條の二の規定は第一項の規定による承認を受けた製造業者（以下「承認製造業者」という。）に、前条第三項において準用するこれらの規定は前項の規定による承認を受けた加工業者（以下「承認加工業者」という。）に準用する。この場合において、第十九條第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「事業場の名称」とあるのは「事業場の名称及び所在地」と、第二十一條の二第一項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「主務大臣の認定」とあるのは「第二十五條の六第二項の承認検査機関又は主務大臣の認定」と、「当該認定検査機関」とあるのは「当該承認検査機関又は認定検査機関」と、「公示する」とあるのは「通知する」と、第二十一條の二第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「認定検査機関」とあるのは「第二十二

五條の六第二項の承認検査機関又は認定検査機関」と、「四十日」とあるのは「八十日」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十一條の二第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「命令」とあるのは「請求」と、「次条第一項の規定による立入検査」とあるのは「第二十五條の四第一項第五号の検査」と、第二十一條の二第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「前項の立入検査」とあるのは「その請求に係る第二十五條の四第一項第五号の検査」と、第二十三條の規定による処分をする」とあるのは「第二十五條の四第一項第六号の請求をし、又は同項第七号に該当するものとしてその承認を取り消す」と、「命令」とあるのは「請求」と、第二十一條の二第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「認定検査機関」とあるのは「第二十五條の六第二項の承認検査機関又は認定検査機関」と読み替へるものとする。

第二十六條の前に次の六條を加える。

（表示の付してある指定商品等の輸入）
第二十五條の三 輸入業者は、日本工業規格に該当するものであることを示す表示又はこれと紛らわしい表示の付してある指定商品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が第十九條第一項の規定により付され、又は前条第一項の規定による承認を受けて付されたものである場合は、この限りでない。

2 輸入業者は、その指定加工技術につき前項に規定する表示の付してある指定加工品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定加工品を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が第二十五條第一項の規定により付され、又は前条第二項の規定による承認を受けて付されたものである場合は、この限りでない。

（承認の取消し等）

第二十五條の四 主務大臣は、次の号の一に該当する場合には、その承認製造業者又は承認加工業者の承認を取り消すことができる。

一 第二十五條の二第三項において準用する第十九條第四項（第二十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第二十五條の二第三項において準用する第十九條の第二項（第二十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

三 第二十五條の二第三項において準用する第二十一條の二第二項（第二十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に応じなかつたとき。

四 主務大臣が必要があると認めて承認製造業者又は承認加工業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 主務大臣が必要があると認めてその職員に承認製造業者又は承認加工業者の工場、事業場その他必要な場所において第二十二條第一項（第二十五條第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

六 前号の検査の結果、主務大臣が、第二十三條（第二十五條第三項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）に規定する場合に相当すると認めて、その承認製造業者又は承認加工業者に対し、第十九條第一項若しくは第二十五條第一項の表示の除去若しくははまつ消又は当該表示の付してある指定商品若しくは当該表示の付してある指定加工品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品又は指定加工品を含む。）の販売の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 前号に定める場合のほか、第五号の検査の結果、第二十三條に規定する場合に相当する

と認められるとき。

八 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 主務大臣は、前項の規定による承認の取消し又は同項第六号の請求をしようとするときは、あらかじめ当該承認製造業者又は承認加工業者にその理由を通知し、自己のために釈明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項第五号の検査に要する費用（政令で定めるものに限り）は、当該検査を受ける承認製造業者又は承認加工業者の負担とする。

（認定検査機関）

第二十五条の五 第二十一条の二第一項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の認定は、省令で定める区分ごとに、第二十一条の二第一項の規定による検査を行うおととする者の申請により行う。

2 第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の認定は、省令で定める区分ごとに、第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の規定による検査を行うおととする者（外国にある事務所により行うおととする者を除く。）の申請により行う。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、認定検査機関に対し、前二項に規定する検査の業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定検査機関の事務所に立ち入り、当該業務に関し、その状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

5 第一項又は第二項に規定する検査の業務に従事する認定検査機関の役員又は職員は、刑法明治四十年法律第四十五号（その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす）。

6 主務大臣は、認定検査機関が第三項の規定に

よる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、その他政令で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

7 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項に規定する認定の基準、認定検査機関の業務の方法その他認定検査機関に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認検査機関）

第二十五条の六 主務大臣は、外国にある事務所により前条第二項に規定する検査を行うおととする者から申請があつたときは、これを承認することができる。

2 主務大臣は、必要があると認めて、前項の規定による承認を受けた者（以下「承認検査機関」という。）に対し前条第二項に規定する検査の業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき、その職員に承認検査機関の事務所において同条第三項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき、承認検査機関が次項の規定による費用の負担をしないとき、その他政令で定める事由に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

3 前項の検査に要する費用（政令で定めるものに限り）は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

4 前条第七項の規定は、承認検査機関に準用する。

（指定商品以外の鉱工業品に対する表示の禁止等）
第二十五条の七 指定商品以外の鉱工業品については、何人も、その取り扱い当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、第十九条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 指定加工技術以外の種目の加工技術については、何人も、その取り扱い当該鉱工業品又はその包

装、容器若しくは送り状に、第二十五条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 主務大臣は、前二項の規定に違反する事実があるとき、その違反者に対し、その所有し、若しくは占有する当該鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状についてその違反に係る表示の除去若しくはまつ消を命じ、又は当該表示の付してある当該鉱工業品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該鉱工業品を含む。）の販売の停止を命ずることができる。

第二十五条の八 輸入業者は、第十九条第一項の表示若しくはこれと紛らわしい表示の付してある鉱工業品（指定商品を除く。）又は指定加工技術以外の種目の加工技術について第二十五条第一項の表示若しくはこれと紛らわしい表示の付してある鉱工業品（これらの包装、容器又は送り状にこれらの表示の付してある場合におけるこれらの鉱工業品を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。

2 主務大臣は、前項の規定に違反する事実があるとき、その輸入業者に対し、同項に規定する当該鉱工業品の販売の停止を命ずることができる。

第二十七条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二十五条の三の規定に違反した者

四 第二十五条の七第三項又は第二十五条の八第二項の規定による処分に違反した者

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 第二十一条の二第二項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第二十五条の五第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又

は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した認定検査機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第二十九条中「前二条」を「第二十七条、第二十七條の二又は第二十八条」に、「外」を「ほか」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条第四項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十九条の二第二項又は第十九条の三（これらの規定を第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び第二十五条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、石油製品の大学及び学生に対する安定供給等に関する請願（第二〇六号）

一、燈油・燃料油の価格安定等に関する請願（第二六三三号）

一、企業管理士法制定に関する請願（第二八七号）

第二〇六号 昭和五十五年一月七日受理
石油製品の大学及び学生に対する安定供給等に関する請願

請願者 北海道函館市宇賀浦町一八ノ一七
あけぼし荘内 半田幸清外四百六

名

紹介議員 安武 洋子君

大学での勉学研究と学生生活の保障をするために、石油製品（燈油）の安定供給と価格抑制のために、次の事項の実現を図りたい。

一、燈油の安定供給のための行政指導を行うこと。販売店で、学生証を提示したら必ず販売するように指導すること。

二、燈油の価格の値上げと品不足に便乗した不当な値上げと供給制限に關し石油二法を發動し、監視態勢を強化すること。

三、大学への暖房用及び研究用石油製品の安定供給を配慮すること。

四、燈油の共同購入に対して引き続き燈油の安定供給ができるように積極的に支援すること。

理由

原油産油国の原油高騰を理由に、石油業界は昭和五十四年六月一日から燈油価格の値上げを行ってきた。値上げ幅は、一リットル当たり三十四円から六十円となつてゐる。燈油の需要期が始まつてゐるにもかかわらず、ほとんどの小売店では新規購入の取扱ひの拒否という事態が発生しており、新入生の多くが日常の学生生活に支障をきたしてゐることは見過すわけにはいかない。また、価格の二倍近い大幅な値上げは、今期二万円以上の暖房費となり、特に通産省が五月末に燈油の指導価格を解除し、石油業界の値上げを事実上放任したことは重大である。更に大学での研究・教育への影響が大きい暖房用・研究用石油製品の高騰も心配されることである。先の石油パニック時においては、石油製品の価格高騰により、大学での講義時間の短縮や研究のカット、冬期休業の延長など、大学での研究・教育に困難を生ずる事態に直面してゐる。今期も同様の事態が発生しかねないという不安が大学人の中で大きくなつてゐる。

第二六三号 昭和五十五年一月十九日受理

燈油・燃料油の価格安定等に関する請願

請願者 北海道函館市亀田本町三ノ四三 今田雅子外千二十名

紹介議員 小笠原貞子君

一、生活燈油、農漁業や中小企業用燃料油の値上げを抑え、安定供給を図ること。

二、燈油・軽油・A重油に対する指導価格を復活すること。石油需給適正化法、買占め、売惜しみ緊急措置法の発動によつて大企業の買占め・売惜しみや便乗値上げを厳しく規制すること。

三、自治体を実施する福祉燈油や共同購入に對し助成すること。学校・病院など、教育・福祉・医療施設や農漁業・中小企業用の安定供給を図ること。

四、メーカー及び元売業者から知事に対し、石油製品の在庫量、供給量など流通の実態と仕切価格等の資料を提供させるよう措置すること。

五、独禁法の改正などによる大企業の原価公開と価格の引下げ、安定化を図ること。

理由

北海道の各地で異常な燈油の値上げと供給規制が強まり、道民生活を深刻な不安に追い込んでゐる。また、軽油やA重油の値上げと供給制限で、農漁業や運輸業などに大きな打撃を与えてゐる。よつて、燈油・軽油・A重油の価格と供給を安定させ、道民生活と地域経済を守る必要がある。

第二二八七号 昭和五十五年一月二十一日受理

企業管理士法制定に関する請願

請願者 東京都杉並区下高井戸二ノ一七ノ五 黒沢真次外十五名

紹介議員 阿部 憲一君

中小企業が、真に日本経済の基盤として確固たる企業体質を構築するために、一、市場動向の調査二、デザイン開発 三、研究・技術開発 四、製品の高級化・高度加工化 五、新製品の企画・開発等の能力と、一、製品及び商品についての責任二、価格についての責任 三、サービスについての責任 四、情報・広告についての責任 五、公害についての責任 六、従業員に対する責任 七、

福祉社会建設についての責任 八、人間として信頼される責任とを有する者を企業管理士とする「企業管理士法」を制定されたい。

理由

今日の中小企業は、全事業所の九十九パーセント、従業員にして六十七パーセント、出荷額にして四十九パーセントを占め、日本経済を支える大きな基盤となつてゐる。しかしながら、中小企業は労働集約型産業が多い上、資本装備率を向上させる等その体質の改善に努めつつもなお、生産性において大企業との間に四十パーセントの格差が存在するなど、物価政策の見地からも中小企業の体質改善は、緊要な課題となつてゐる。このような中にあつて、近年、大企業による中小企業分野への進出、市場の急速なる広域化、貿易市場での発展途上国製品との競争の激化等中小企業を取り巻く環境は、ますます厳しく倒産が増加してゐる現状にある。これまで中小企業近代化促進法等によつて中小企業の協業化・共同化等その体質改善策が推進されたが、中小企業における人的資源の限界等により、必ずしも十分に所期の目的は達せられてゐない。

第九十回国会商工委員会會議録第一号中正誤

ペシ 段行 誤

二 三 終わり 各目 名目 正

ハ ニ 六 されている される

〃 〃 〃 しましは しましては

第九十回国会商工委員会會議録第一号中正誤

ペシ 段行 誤

三 二 〇 在方も 仕方も 正

五 二 三 五十 五十三

六 二 五 よつては によつては

〃 〃 終わり するわけ あるわけ

ハ 三 五 密議 審議

二 〇 二 四 事業 事実

二 四 九 ノーとか ノーか

昭和五十五年二月二十日印刷

昭和五十五年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W